

クロネコ自動車保険の 大切なお知らせです

必ず最後まで
お読みください。



※クロネコ自動車保険は、ヤマトグループ団体扱自動車保険のペットネームです。

本書は団体扱自動車保険の概要の説明です。

ご契約にあたっては、必ず引受保険会社各社の「商品パンフレット」「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。

また、「保険証券(継続証)」および「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、冊子の送付またはWEBで閲覧のいずれかをご選択いただき、必ずご確認ください。

なお、本書の記載内容は引受保険会社および保険種類により、名称の表示・補償範囲などが異なります。ご不明な点は、ヤマトオートワークスまたは引受保険会社までお問合わせください。



ヤマトグループのスケールメリットを 生かし、大型割引率を維持!!

団体扱割引
25%
割引

団体扱割引
27.5%
割引

団体扱割引
30%
割引

保険会社により、異なります

1 2025年団体扱割引率について

ヤマトグループの皆さま(社員およびご退職者)には、ノンフリート等級別割引・割増制度適用後の保険料に団体扱割引を適用しております。個別に契約する一般契約に比べ割安な保険料でご契約いただくことができます。この団体扱割引率は過去3年間のヤマトグループ全体の損害率(支払保険金/保険料)と、ご契約台数をもとに毎年見直しされる仕組みとなっております。

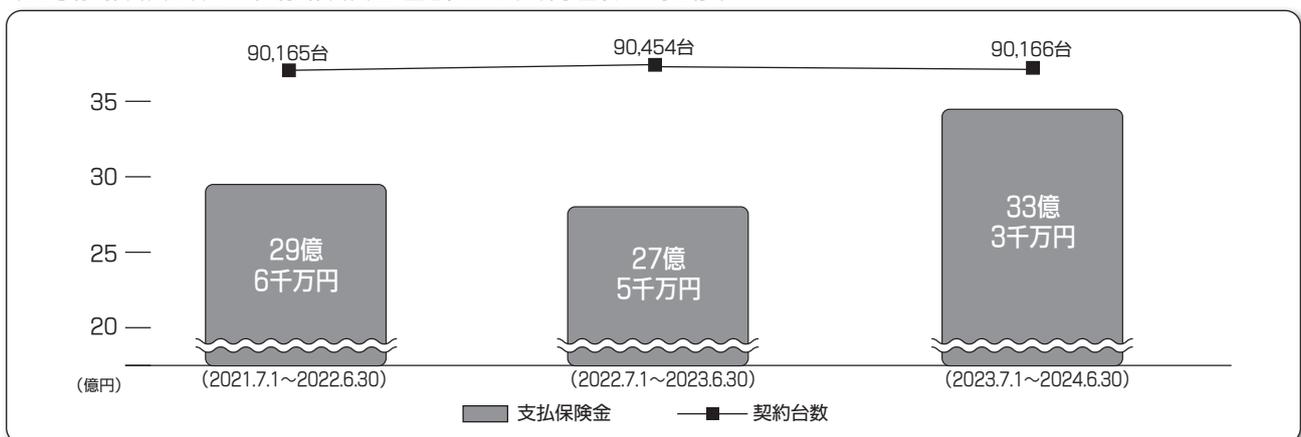
2025年のヤマトグループ団体扱割引率は、2021年7月1日から2024年6月30日までの3年間の損害率(支払保険金/保険料)とご契約台数により決定し、2025年1月1日から2025年12月31日までの間に保険期間の初日(始期日)を有するご契約に適用されます。

団体扱割引の名称と、割引率は引受保険会社各社により異なります。

ご契約台数と事故による保険金の支払状況の推移

年間9万台を超えるご契約により、大型割引率を適用することができます。保険金支払い総額は33億3千万円に増加し、多くの皆さまのお役にたっております。自然災害による被害や、自動車の修理費も高騰していることも大きく影響しておりますが、団体扱割引率を維持・拡大するために、ヤマトグループ社員の皆さまには「安全運転」を心がけ、事故の削減にご協力をお願いいたします。

(全引受保険会社の支払保険金合計とご契約台数の推移)



団体扱割引率を向上させるために

① 事故による支払保険金の削減

皆さまの安全で事故のない運転で保険金の支払額を減らしていただくこと。

② 契約件数(新規保険契約)の拡大

多くの社員の皆さまにご加入いただき保険料総額を大きくすること。
また、すでにご契約いただいている社員の皆さまからのご紹介も何とぞよろしく
お願いします。



団体扱
割引率の向上を
目指しましょう!

2 販売方針について

新規のご契約

《自動車のリスクに備える》

2024年
4月改定

保険種類【ペットネーム】	推奨保険会社	推奨理由
自動車保険 【クロネコ自動車保険】	第1方針※1 損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、共栄火災海上保険(株)、大同火災海上保険(株)(沖縄地区のみ)	●お客さまが現在ご契約の保険会社を尊重
	第2方針※2 損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、三井住友海上火災保険(株)	●市場および当社取扱上位社 ●損害サービス拠点が充実※4 ●インターネットでの手続き(新規・更改)が可能
	第3方針※3 共栄火災海上保険(株)	●団体扱割引率 ●損害サービス拠点が充実※4 ●インターネットでの更新手続きが可能

※1 当社の推奨保険会社で、既に自動車保険に加入されているお客さま(増車・中断証明書利用の場合を含む)

※2 初めて自動車保険をご契約されるお客さま

※3 第1方針の保険会社以外で、既に自動車保険に加入しているお客さま

※4 各保険会社の損害サービス拠点数は以下の通り(各保険会社HPなどより抜粋)

損害保険ジャパン(279店2023年4月1日現在)、東京海上日動火災(218店2023年3月31日現在)、あいおいニッセイ同和損害保険(175店2023年4月1日現在)、三井住友海上火災保険(181店2023年7月1日現在)、共栄火災(91店2023年4月1日現在)

ご契約の更改

保険種類	推奨保険会社
自動車保険	お客さまからの変更のご要望がある場合を除き、ご契約の保険会社を推奨します。 ただし、長期契約については、【新規のご契約】に準じます。

3 団体扱割引をご利用いただける条件について

団体扱割引をご利用いただくには一定の条件がございます。ご契約の際に必ず下記条件をご確認ください。

団体扱割引を適用できる方

保険契約者	① 団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方 ② 上記①の団体をご退職された方
記名被保険者 (ご契約のお車を主に使用される方など) および 車両所有者 (ご契約のお車を所有されている方)	③ 保険契約者ご本人 ④ 保険契約者の配偶者 ⑤ 上記③もしくは④の同居のご親族 ⑥ 上記③もしくは④の別居の扶養親族(学生など)

団体扱割引を適用できるお車(※自家用8車種+自家用二輪自動車+原動機付自転車)

※自家用8車種=自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、特種用途自動車(キャンピング車)

4 団体扱割引の適用条件を満たさなくなった場合のお取扱い

就職や結婚によるお子さまの独立、ご夫婦の離婚などの理由で、保険契約者と記名被保険者および車両所有者が別居となられた場合、保険契約者が死去された場合、同一車両にて自家用自動車から営業用自動車へ変更された場合、団体扱割引適用対象外のお車を購入された場合など、団体扱割引の適用条件を満たさなくなった場合は、団体扱特約が失効し一般契約(団体扱割引対象外)への変更が必要です。一般契約へ変更のお手続きについては、ヤマトオートワークスまたは引受保険会社までお問い合わせください。また、別居していたご家族さまが再び保険契約者またはその配偶者と同居となられた場合や、同一車両にて、営業用自動車を自家用自動車に変更された場合は、一般契約から団体扱契約へ変更できます。

5 お車の変更(車両入替)時のご注意

自家用二輪自動車および原動機付自転車を除く自家用8車種を車両入替される場合、新規取得されたお車も自家用8車種に該当しないと車両入替はできません。自家用二輪自動車と原動機付自転車は、それぞれ同一車種だけが入替できます。

なお、新規取得されたお車の車両所有者も団体扱割引の適用範囲の方に限定され、譲渡などで取得されたお車が一時的に譲渡前の車両所有者の名義となられている場合は、速やかに名義変更が必要です。

車両所有者および用途車種が団体扱割引適用対象外の場合は、一般契約にてご契約いただきます。

6 ヤマトグループ団体扱自動車保険の引受制限について

契約更新をお断りさせていただくご契約(謝絶)の例

- ①ひき逃げ事故や飲酒運転、不正な保険金請求などの犯罪性の高い事故(モラルリスク)を発生させたお客さまのご契約
- ②懲戒により解雇となられたお客さまのご契約
- ③事故の回数や状況によって契約引受不可と判断されたご契約

団体扱契約をお引受けできない場合

- ①3等級以下の新規契約 ②2年連続で1等級の更新契約 ③1年間に2事故以上で1等級の更新契約
- ④事故の回数や状況によって団体扱での取扱不可と判断されたご契約

「契約更新時」のノンフリート等級による引受制限および条件

契約更新時の ノンフリート 等級	車両保険			対物賠償責任保険
	引受可否	車両保険の種類	自己負担額(免責金額)	自己負担額(免責金額)
3等級	可	限定タイプ	要設定	要設定
2等級	不可	-	-	要設定
1等級	不可	-	-	要設定

「新規および契約更新時」の事故発生回数による引受制限および条件

新規および 契約更新時の 事故発生回数	車両保険			対物賠償責任保険
	引受可否	車両保険の種類	自己負担額(免責金額)	自己負担額(免責金額)
1年に2回	可	限定タイプ	要設定	要設定
1年に3回以上	不可	-	-	要設定

【引受制限について補足】

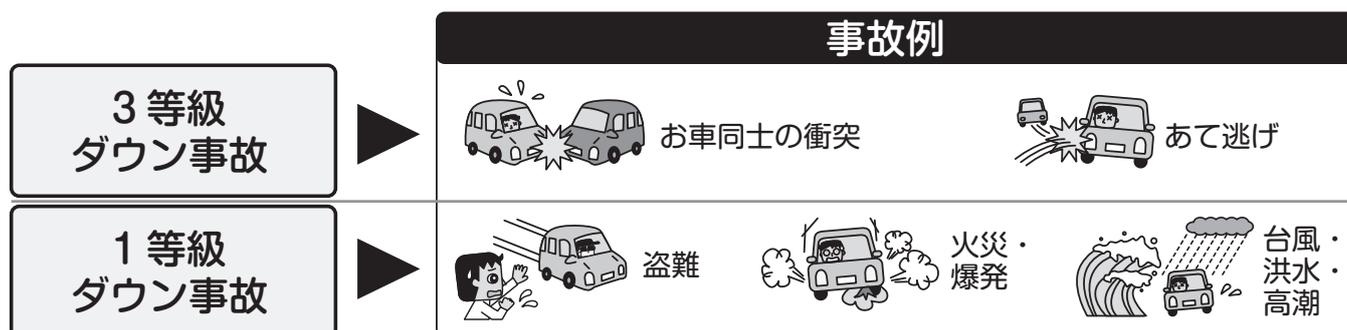
- ①「限定タイプ」は、単独事故などの損害の補償を除いた車両保険です。ただし、名称・補償内容・取扱い方法などは引受保険会社によって異なりますので、詳しくはヤマトオートワークスまたは引受保険会社までお問い合わせください。
- ②長期契約の場合は事故の回数や状況によって判断します。
- ③ご加入の保険会社の引受規定が、ヤマトグループ団体扱引受制限に優先して適用される場合があります。
- ④引受制限に該当されるお客さまには、個別にご案内させていただきます。
- ⑤引受制限や条件は該当事由が消滅後、ご契約者からお申し出により解除できる場合があります。
- ⑥犯罪性の高い事故(モラルリスク)を発生させたお客さまと、懲戒により解雇となられたお客さまで、契約更新をお断り(謝絶)させていただいた場合は、以後ヤマトグループ団体扱割引制度をご利用いただけませんのでご了承ください。

7 事故により保険金をご請求になる場合のご注意事項

保険金を請求される場合、事故の内容により継続契約のノンフリート等級が3等級ダウン、もしくは1等級ダウンとなります。さらに事故有係数適用期間が1年から6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。

保険金を請求される場合は、継続契約における「保険料(概算)」および「事故有係数適用期間」を、ヤマトオートワークスもしくは引受保険会社にご確認いただき、保険金を請求されるかどうかをご確認ください。

また、継続契約において、自己負担額(免責金額)の設定など、補償の見直しもご相談ください。



※上記の事故例は一部です。詳細は、パンフレットなどをご確認ください。

8 正確な告知のお願い

ご契約時に、記名被保険者のご住所、お名前、運転免許証の種類(色)、生年月日、使用目的などの告知をいただく場合には、**正確な告知**をお願いします。

※故意または重大な過失によりお申し出いただけなかった場合やお申し出いただいた事項が事実と異なる場合、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

なお、他にも告知事項がございますので、申込書をご確認いただき、正確にお申し出ください。

9 ご契約内容の変更のご連絡のお願い

保険期間の途中での“お車の変更(車両入替)”や“契約条件の変更”を行う場合、お手続きが必要となりますので、あらかじめヤマトオートワークスまたは引受保険会社まで必ずご連絡ください。
お客さまに通知義務がございます。通知事項は、申込書などをご確認ください。
ご変更の内容によっては、ヤマトオートワークスから引受保険会社に事前申請が必要な場合がございます。
あらかじめご了承ください。

※お手続きをされなかった場合は保険金が支払われないことがあります。また、ご解約の連絡をいただけなかった場合は、既経過保険料の返還はできませんのでご注意ください。

【通知事項の例】

- ① 用途車種・登録番号(車両番号・標識番号)・車台番号の変更(車検証のFAXをお願いします。)
- ② 使用目的(業務、通勤・通学、日常・レジャー)を定期的かつ継続して変更される時
※年間を通じて月平均15日以上、業務で使用する場合は業務使用、運転者本人が自らの通勤・通学(最寄り駅などへの送迎は含みません。)で使用する場合は通勤・通学使用、業務、通勤・通学のいずれにも該当しない場合は日常レジャー使用

あらかじめのご連絡が必要となる変更内容の例

- ① ご住所を変更される時
- ② お車を変更される時(車検証のFAXをお願いします。)
- ③ お車の譲渡(売却)・廃車・車検切れまたは海外赴任などの理由により、ご契約を解約される時
(中断証明書の発行が可能な場合は、解約と合わせてお手続きが必要です。また、事故による廃車の場合は、保険金のご請求とは別にお車の変更または解約の連絡をお願いします。)
- ④ 記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方など)を変更される時
- ⑤ 記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方など)が保険契約者ご本人と別居される時
- ⑥ 運転者年齢条件を変更される時
- ⑦ ご退職される時
- ⑧ 上記以外にもご契約内容の変更をご希望される時

10 その他特にご注意いただきたい項目について

下記項目については、その他特にご注意いただきたいことがらです。

- ① 複数台ご契約いただいている場合の重複補償について
- ② 同一契約者名で複数台以上まとめてご契約いただくノンフリート多数割引制度について
- ③ 別居の未婚のお子さまの補償範囲について
- ④ ノンフリート等級別割引・割増制度、型式別料率クラス制度について
- ⑤ 自己負担額(免責金額)の設定について
- ⑥ ロードサービスの有無およびサービス内容について
- ⑦ ファミリーバイク特約の補償範囲について
- ⑧ 他車運転特約の適用範囲について
- ⑨ 営業用のお車の取扱いについて(ご契約のお車を自家用から営業用に変更される場合または、営業用から自家用に変更される場合)
- ⑩ 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した車両損害の取扱いについて
- ⑪ 保険金をお支払いできない主な事例について

11 ヤマトグループ現職団体扱でご契約されるお客さまへ

保険料のお払い込みについて

現職の社員さまの保険料は給与天引となり、ご希望によって団体扱12回払と団体扱年一括払をご選択いただけます。団体扱12回払の保険料は、団体扱年一括払の保険料に比べて約5%割高となります。初回保険料は、保険始期月(開始月)の2か月後の給与より天引きされます。
なお、団体扱年一括払は保険料が高額になるため給与天引ができない場合、団体扱12回払に変更をお願いします。

保険期間中にご退職される場合のお取扱いについて

ご退職時は、保険料の給与天引きができなくなるためお手続きが必要です。ご契約の引受保険会社および保険料の払込方法により、お手続きが異なりますので、ヤマトオートワークスからのご案内に従いお手続きをお願いします。

【お手続きの例】

- ① 保険期間満了までの、残りの保険料を一括して払込みいただく方法
- ② 保険料を口座振替に変更していただく方法

12 ヤマトグループOB団体扱でご契約されるお客さまへ

保険料のお払い込みについて

ご退職者の保険料は口座振替となり、ご希望によって団体扱12回払と団体扱年一括払をご選択いただけます。団体扱12回払の保険料は、団体扱年一括払の保険料に比べて約5%割高となります。初回保険料は、保険始期月(開始月)の2か月後の27日(金融機関が休日の場合は翌営業日)にご指定口座より自動引落しされますので、引落日前日までに保険料をご用意ください。
※損保ジャパンでご契約の一部のお客さまについては、保険始期月(開始月)の2か月後の15日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に自動引落しされます。

ご退職後初めてOB団体でご契約される場合

契約更新時に初めてOB団体でお手続きをされる場合は、保険料引落日口座の登録が必要になりますので「預金口座振替依頼書」をご提出ください。

※一部の保険会社はWEBでの口座登録をご案内いたします。

保険料連続引落日不能時の取扱いについて

ご指定口座から保険料が引落日不能となった場合、翌月に2か月分の保険料を引落しさせていただきます。払込猶予期間中に所定の保険料の払込みがない場合は、集金不能日の翌日*または払込特約の解除日の翌日以降*に発生した事故(初回保険料の場合は、ご契約期間の初日以降に発生した事故)に対しては保険金をお支払いできません。また、払込猶予期間中に保険料を払込みいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

*引受保険会社により約款が異なることがあります。詳しくは、ヤマトオートワークスまたは引受保険会社までお問い合わせください。

契約解除後の取扱いとノンフリート等級・事故有係数適用期間について

- ①契約解除後はヤマトグループ団体扱割引制度をご利用いただけなくなります。
また、ヤマトオートワークスでの取扱いができなくなりますのでご注意ください。
- ②契約解除になると、7等級以上の等級を継承することはできません。
ノンフリート等級が1～5等級または6(F)等級で保険期間中に事故がない場合、解除日または解除日の翌日から13か月以内の日に保険期間が始まる新たなご契約のノンフリート等級は、解除となったご契約と同一のノンフリート等級になります。
- ③契約解除となったご契約に事故有係数適用期間(1年～6年)を適用していて、かつ保険期間中に事故がない場合、解除日または解除日の翌日から13か月以内の日に保険期間が始まる新たなご契約の事故有係数適用期間は、解除になったご契約と同一の事故有係数適用期間を適用します。

最後までお読みいただきありがとうございます。本書は団体扱自動車保険の概要の説明です。保険契約者と記名被保険者および車両所有者が異なる場合は、記名被保険者および車両所有者の方にも、必ず本書および引受保険会社各社の商品パンフレット・「重要事項のご説明」をあわせてご覧いただくよう、保険契約者よりお伝えください。

行 動 宣 言

私たちは保険を通して、

ヤマトグループの社員とご家族の「病気・ケガ・災害」といった

“もしも”の時の不安を安心に変える補償を

もっとも身近な相談相手としてお客様に寄り添って提案します



各種お手続きのご連絡先

【新規契約】に関するご相談 受付時間 平日 AM9:00~PM6:00 土曜・日曜・祝日・年末年始は休ませていただきます。

勤務地エリア	ヤマトオートワークス支店	T E L	F A X	住 所	
北海道地区	北海道支店	011-831-8501	011-831-8502	062-0901	北海道札幌市豊平区豊平1条10-4-11-2F
東北・東京・関東地区	関東支店	03-5735-4151	03-5735-4152	144-0042	東京都大田区羽田旭町11-1羽田クロノゲート5階
北信越地区	北陸信越支店	025-384-4237	025-384-4238	950-0951	新潟県新潟市中央区鳥屋野字中沼315-1
中部地区	中部支店	052-778-8630	052-778-8631	461-0043	愛知県名古屋市中区大幸3-16-26-4F
関西地区	関西支店	06-4801-3211	06-4801-3201	530-0041	大阪府大阪市北区天神橋2-5-25若杉グランドビル本館2F
中国・四国地区	中四国支店	082-836-3981	082-836-3982	731-3168	広島県広島市安佐南区伴南3-1-1-3F
九州・沖縄地区	九州支店	092-627-2237	092-627-2239	812-0065	福岡県福岡市東区二又瀬新町7-32-3F

【契約更新】に関するご相談

ヤマトオートワークス TEL: ☎️ 0120-953-892 FAX: 03-5117-8934
 お客さま契約更改センター 受付時間 平日 AM9:00~PM6:00 土曜・日曜・祝日・年末年始は休ませていただきます。

【契約内容変更】に関するご相談

保険会社名	契約内容変更 連絡先	受付時間	
		平日	土曜・日曜・祝日
損害保険ジャパン(株)	0120-888-089	AM9:00~PM8:00	AM9:00~PM5:00
東京海上日動火災保険(株)	0120-868-100	AM9:00~PM6:00	AM9:00~PM6:00 (年末年始を除く)
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	0120-101-101	AM9:00~PM6:00	AM9:00~PM5:00 (年末年始を除く)
三井住友海上火災保険(株)	0120-988-777	AM9:00~PM6:00	AM9:00~PM5:00 (年末年始を除く)
共栄火災海上保険(株)	0120-719-655	AM9:00~PM8:00	AM9:00~PM5:00 (年末年始を除く)
楽天損害保険(株) ※一部のお手続きは、楽天損害の委託先が承ります	0120-115-603	AM9:00~PM6:00	AM9:00~PM6:00 (年末年始を除く)
大同火災海上保険(株)	0120-671-071	AM9:00~PM5:00	-

※保険会社へご連絡いただいた場合でも、変更の種類によってはヤマトオートワークスの対応となる場合がございます。

【事故】に関するご相談

ヤマトオートワークス TEL: ☎️ 0120-130-080 FAX: 03-5117-8929
 お客さまサービスセンター 受付時間 平日 AM9:00~PM6:00 土曜・日曜・祝日・年末年始は引受保険会社へご連絡ください。

【緊急時の事故・故障・ロードサービス】のご連絡は、引受保険会社へ

保険会社名	事故連絡先 (受付時間 24時間365日)	ロードサービス連絡先 (受付時間 24時間365日)
損害保険ジャパン(株)	事故サポートセンター 0120-256-110	ロードアシスタンス専用デスク 0120-365-110
東京海上日動火災保険(株)	安心110番(事故受付センター) 0120-119-110	ロードアシスト 0120-560-057
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター 0120-024-024	
三井住友海上火災保険(株)	ヤマトG専用事故受付 0120-56-9625	おクルマQQ隊専用ダイヤル 0120-096-991
共栄火災海上保険(株)	あんしんほっとライン 0120-044-787	
楽天損害保険(株)	楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル 0120-120-555	
大同火災海上保険(株)	事故受付センター 0120-091-161	ロードサービス 0120-024-090

取扱代理店

ヤマトオートワークス

住所: 〒104-0041 東京都中央区新富1丁目18番8号 RBM築地スクエア4階

受付時間 平日AM9:00~PM6:00 土曜・日曜・祝日・年末年始は保険会社のご案内のみとなります。

ホームページ <https://www.yaw.co.jp/insurance/index.html>

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 共栄火災海上保険株式会社 楽天損害保険株式会社 大同火災海上保険株式会社

SJ24-08302	24TX-003089	(2024年10月承認)	AGF64/2024.11/D	24-1443	C24-10-021	L18-061
承認日:2024/10/11 (作成年月 2024年10月)	B24-201046					
25%割引	25%割引	27.5%割引	27.5%割引	30%割引	27.5%割引	30%割引

※契約更新のお客さまで、現在の保険会社以外をご希望される場合は、ヤマトオートワークスの販売方針に基づき、損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社を推奨します。

2025年1月1日始期以降使用